

富山市大山総合体育センター（スポール）



▶ トレーニングルーム

体全体をバランス良く鍛えるトレーニング機器がいっぱい。体づくり、健康づくりにご活用ください。



ロビー

解放感たっぷりの空間は運動後のリラクゼーションに最適です。

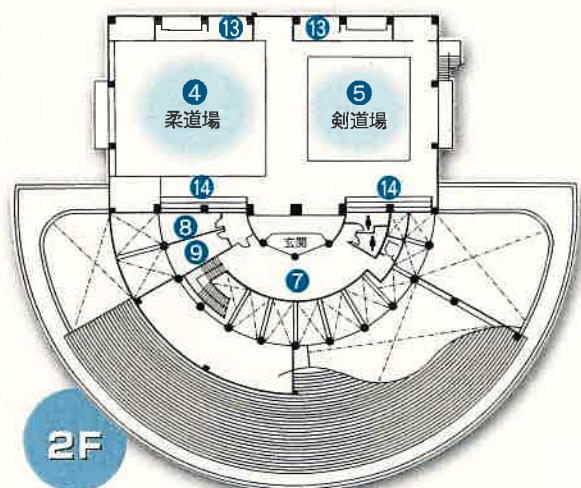
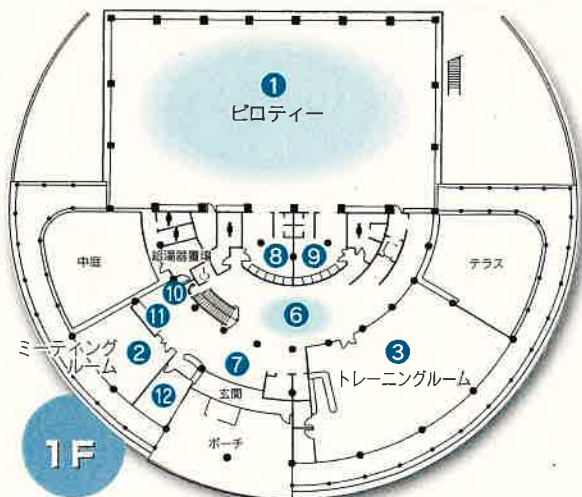


▶ 柔道場・剣道場

気合いが響くぴりっとした空間！
静と動を感じながらの稽古にぴったりです。

① ピロティー	700m ²
② ミーティングルーム (20~30人の会議)	66m ²
③ トレーニングルーム (トレッドミル・エアロバイク 他)	260m ²
④ 柔道場	350m ²
⑤ 剣道場	350m ²

⑥ ロビー	⑪ 自販機コーナー
⑦ ホール	⑫ 事務所
⑧ 男子更衣室	⑬ 師範控室
⑨ 女子更衣室	⑭ 観覧席
⑩ サロン	



大山総合体育センター・大山社会体育館・大山テニスコート 料金表

(料金単位：円)

トレーニングルーム (大山総合体育センター)

当日受付		
	2時間につき	超過料金
大人 (高校生以上)	180	90
小人 (中学生)	110	70
高齢者 (市内在住70歳以上)	90	40
団体	20名以上80%の金額	

※トレーニングルームの小人とは中学生のみ

※中学生は保護者の同伴が必要です

期間券		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
市内在住者 (富山市民)	大人 (高校生以上)	2,120	4,240	6,360	8,480
	小人 (中学生)	1,420	2,820	4,240	5,640
	高齢者 (市内在住70歳以上)	1,060	2,120	3,180	4,240
市外在住者	大人	2,650	5,300	7,950	10,600
	小人	1,780	3,530	5,300	7,050

回数券 (11枚つづり)		
市内在住者 (富山市民)	大人 (高校生以上)	1,400
	小人 (中学生)	880
	高齢者 (市内在住70歳以上)	700
市外在住者	大人	1,750
	小人	1,100

武道場 (大山総合体育センター)

当日受付		
	2時間につき	超過料金
大人 (高校生以上)	110	70
小人 (小学生及び中学生)	70	30
高齢者 (市内在住70歳以上)	50	30
団体	20名以上80%の金額	

回数券 (11枚つづり)		
市内在住者 (富山市民)	大人 (高校生以上)	880
	小人 (小学生及び中学生)	510
	高齢者 (市内在住70歳以上)	440
市外在住者	大人	1,100
	小人	640

大会・スポーツネット・事前受付等							
使用時間	9時 ~11時	11時 ~13時	13時 ~15時	15時 ~17時	17時 ~19時	19時 ~21時30分	超過料金 1時間につき
剣道場	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590
柔道場	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590

アリーナ・スタジオ (大山社会体育館)

当日受付		
	2時間につき	超過料金
大人 (高校生以上)	110	70
小人 (小学生及び中学生)	70	30
高齢者 (市内在住70歳以上)	50	30
団体	20名以上80%の金額	

大会・スポーツネット・事前受付等							
使用時間	9時 ~11時	11時 ~13時	13時 ~15時	15時 ~17時	17時 ~19時	19時 ~21時30分	超過料金 1時間につき
全面	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	3,530	1,300
1/2面	890	890	1,180	1,180	1,470	1,770	650
1/6面	300	300	400	400	500	600	220
スタジオ	590	590	590	590	590	740	300

テニスコート (大山テニスコート)

使用時間	2時間につき	超過料金
大人	450	240
小人	230	120

回数券	
富山市民	市外
3,600	4,500
1,840	2,300

※テニスコートを大人と小人で共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料となります。

※大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額を徴収します。

※減免について

- (1) 市又は教育委員会が主催するもの ⇒ 使用料金の全額を減免します
- (2) 市又は教育委員会が共催するもの ⇒ 使用料金の50パーセント相当額を減免します
- (3) 市又は教育委員会が後援するもの ⇒ 使用料金の20パーセント相当額を減免します
- (4) 市又は教育委員会が公認するアマチュアスポーツ団体(富山市民体育協会加盟団体・スポーツ少年団)が主催するアマチュアスポーツの行事 ⇒ 使用料金の50パーセント相当額を減免します
- (5) 市長が特に必要と定めるもの ⇒ 減免額は別に定めます

令和元年10月1日から適用